

# 災害事例

## 高所作業車で型わくの解体作業中、デッキ手すりと橋桁下面との間に挟まれる

### 【災害の概要】

工事の種類：橋梁建設工事業

災害の種類：はさまれ、巻き込まれ

被災者：1人（死亡）



### 【工事概要】

この災害は、有料道路上方にパーキングエリアをPC橋梁構造で設置する工事現場において、橋梁上部工橋桁の型わく解体作業中に発生したものである。

当日の作業は、朝礼後KY活動を行い、その後、分かれて高所作業車（作業床高さ14.8m）による型わく解体作業を開始した。

被災者は同僚1名とともに橋梁上部工橋桁の底板部分の型わく解体を開始した。

作業は順調に進み、予定した底板の型わく解体が終了したので、被災者は高所作業車を操作してデッキを収納しようとしたが、操作を誤ったためにブームが逆に伸びてしまい、デッキ上の操作盤の手すりと橋桁底部との間に身体を挟まれた。

その時、同僚もデッキの手すりと橋桁底部の間に身体を挟まれそうになったが、とっさに身をかわし助けを求めた。

その後、45m離れた場所で作業を行っていた別の作業者が災害を知って駆けつけ、高所作業車の旋回台部にある別の操作盤で操作し救出したが、7日後に死亡した。

### 【災害発生原因】

この災害の原因としては、次のようなことが考えられる。

- 1 無資格者に高所作業車の運転を行わせたこと。
- 2 事業者は、高所作業車を用いた作業を行うに際し、作業計画を策定せず、また、作業指揮者の指名、直接指揮の下に作業を行わせなかったこと。
- 3 橋桁の型わく解体作業であったため、高所作業車のデッキ（作業床）と橋桁型わく底板との作業空間が狭く、デッキ収納の操作を誤ったときに危険回避の操作を行う余裕がなかったこと。
- 4 作業開始前にKY活動を行っていたが、全員参加ではなく、また、形式的なもので災害防止効果の面で不十分であったこと。  
併せて、元方事業者による下請事業者が行う安全教育等に対する指導援助も不十分であったこと。

### 【再発防止対策】

同種災害の防止のためには、次のような対策の徹底が必要である。

- 1 作業床の高さが10mを超える高所作業車の運転は技能講習を修了した有資格者に行わせること。（安衛法第61条、令第20条第15号）  
事業者は、高所作業車による作業が可能であることの確認を高所作業車運転技能講習修了証で行うこと。
- 2 高所作業車を用いて橋桁の型わく解体作業等を行うときには、予め作業場所の状況、高所作業車の種類及び能力等について十分な検討を行い、適切な作業計画を策定するとともに、作業指揮者を指名して作業計画に基づく作業を直接指揮させること。  
（安衛則第194条の9、10）
- 3 その日の作業を開始する前に、全員参加で当日の作業に関する打ち合わせを行うとともに、実効のあるKY活動を行うこと。  
併せて、元方事業者は、下請事業場に対して安全衛生教育などについて指導援助を行うこと。
- 4 作業床の高さが2m以上の高所作業車については、1年以内に1回の有資格者による定期自主検査（特定自主検査）、1月以内に1回の定期自主検査、作業開始前の点検等を確実に実施し必要な補修等を行うこと。  
（安衛則第194条の23～28）